

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等	こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
		主な事務事業	具体的な取組		
(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	15				
こども・若者が権利の主体であることの周知		子どもの権利サポート委員会事業	年に3回、市立小中学校、養護学校、市内県立高校・私立学校の児童・生徒を中心におたより及び啓発グッズの配布を行う。 また、年に1度の活動報告会において、子どもの権利に関する啓発を行う。	継続	子ども政策課
		次世代育成支援行動計画等推進事業	例年、宝塚市子ども条例のパンフレットを作成し、全市立小学校4年生、中学校1年生に配布し、子どもの権利等に関する啓発を行っている。	継続	子ども政策課
		子ども議会事業	市内の小中学生、高校生が市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を実施しており、提案について市政への反映を図っている。本取組を通して、子どもの参加する権利(意見表明)等についての理解の促進も図っている。	市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図る。	子ども政策課
こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進		子どもの権利サポート委員会事業	令和6年度より、子ども、保護者、学校職員や地域住民等を対象に子どもの権利に関する啓発を目的とした出前講座を実施する。	子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図る。	子ども政策課
		市立保育所保育実施事業	「人権保育基本方針」の基本姿勢・目標を踏まえて保育を実践し、全職員の人権意識が高まる取組を行う。	継続	保育企画課
		生徒指導支援事業	子どもの権利条約リーフレットを作成しホームページに公開している。	継続	学校教育課
いじめ、体罰、児童虐待等、こどもの権利侵害を許さないという意識の社会への浸透		子どもの権利サポート委員会事業	子どもの要望(申立)に応じて、関係機関に対し、いじめ、体罰等に関する調査、是正の勧告・要求、意見表明を行う。 また、要保護児童対策地域協議会の連絡会議へ定期的に参加する。	継続	子ども政策課
		市立保育所保育実施事業	各保育所の「ごあんない」に児童虐待が疑われる時の対応について記載し、保護者に周知する。 宝塚市児童虐待ハンドブックを活用し、職員の意識向上に努める。	継続	保育企画課
		児童虐待防止施策推進事業	・児童虐待防止に関する啓発リーフレットを小学生以下の子どもがいる全家庭に配布する。 ・11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせ、市広報で啓発し、市庁舎に横断幕を掲示、のぼり旗を設置する。	継続	家庭児童相談課

「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		↓ 着色セルを計画書の「主な取組 事項(新規拡充等)」に掲載	課名
			主な事務事業	具体的な取組	主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	
			生徒指導支援事業	各学校の生徒指導担当者を対象に生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関を含めた情報共有を行うとともに、青少年の健全育成に向け研究協議を行う。また、各校の状況に応じて生活指導支援員を学校に派遣し、問題の未然防止や解決に取り組む。法的な視点で助言が必要とされるケースについては、スクールロイヤーとも連携を行い、子どもの支援にあたるものとする。部内において、生徒指導に係る連絡調整会、生活指導支援員情報交換会を開催し、支援体制の調整を行い、より効果的な配置を研究する。	生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していく。	学校教育課
地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知			国主導			
(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		16-17				
自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験や外遊びを含む 様々な遊びの機会や場の創出			—	—	市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやりたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組む。	各課
			次世代育成支援行動計画等推進事業	市後援の市民団体等が主催する子どもの成長及び子育て支援に関するイベント等について、情報発信することで、多様な体験や学習機会の周知に寄与する。		子ども政策課
			市立保育所保育実施事業	園庭での遊び、菜園活動、近隣の散歩や園外保育などにおける季節の様々な遊びを通して、自然体験の充実を図り、実体験できる場を大切にしている。また、各保育所で地域活動事業等を行い、多様な体験をする。	継続	保育企画課
			青少年音楽活動推進事業	市内9校の小学校に音楽隊、市内4校の小学校にバトン隊、中学生バトン隊を設置し、音楽を通じた青少年の情操教育や異年齢の仲間作りを通し、青少年の健全育成を図る。	継続	アフタースクール課
			児童館運営事業	・コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館は、子どもたちの遊びや地域の子育て支援・世代間交流等の活動の場となっている。 ・大型児童センターは、中高生が自由に集える安全な居場所、自主活動の機会を提供する。	コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組む。	子ども家庭支援センター
			生物多様性戦略推進事業	「水辺の生き物探検」や「西谷のむし観察会」等、子どもたちを対象とした、生き物に触れるイベントを行う。	継続	環境エネルギー課
			文化施設管理運営事業等	子ども・親子を対象とした文化芸術事業として、「子ども落語教室」や「子どもいけばな教室」の実施、市内小学校・幼稚園・保育所へのアウトリーチを行うなど様々な事業を実施する。	継続	文化政策課
			①小学校体験活動事業 ②トライやるウィーク推進事業	①小学校では、環境体験学習や自然学校などの体験活動を通して、自然体験や文化芸術体験の機会を設定する。 ②中学校では、トライやるウィークを実施し、職業体験や地域の方との触れ合いの機会となっている。	継続	学校教育課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
こどもの読書活動の推進			宝塚自然の家管理運営事業	貴重な動植物の観察ができるほか、野外炊事、天文台による星空観察など、豊かな自然の中で自由に楽しむことができる社会教育施設を管理運営する。	継続	社会教育課
			市立保育所保育実施事業	発達に応じた絵本を選び、日々、保育の中で絵本に親しむ機会を設けている。また、各保育所では、蔵書絵本の充実を図り、文庫の貸出を行い、家庭での読書体験につなげる。	継続	保育企画課
			子ども家庭支援センター事業	地域子育て支援拠点「きらきらひろば」に常駐している保育士による、利用者への絵本紹介や読み聞かせ等の相談に応じる。	継続	子ども家庭支援センター
			図書活動推進事業	小中学校への学校司書の配置、蔵書管理システムの導入、蔵書の適切な更新と廃棄などを実施することで、児童生徒の読書活動の環境を整備している。学校図書館を読書活動だけではなく、学習や情報のセンターとしても機能できるよう整備に努めている。	継続	学校教育課
			宝塚市子どもの読書活動推進計画(第3期、第4期)	図書館施設・移動図書館の整備及び資料の充実、行事の充実、ブックスタート事業のフォローアップ、関係機関やボランティアの連携・協力、図書館利用に関するPRの充実などを行う。	継続	中央図書館 西図書館
基本的な生活習慣の形成・定着			市立保育所保育実施事業	各保育所において、育児マニュアルを作成し、生活習慣が身につくよう、発達に応じた適切な援助を行う。保護者と連携をしながら、家庭とともに、生活習慣の定着を図る。	継続	保育企画課
			生徒指導支援事業	家庭等と連携しながら、学校生活を通して、基本的な生活習慣が定着するよう指導・支援する。 長期休業日前に各家庭に啓発文書を配布する。	継続	学校教育課
こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」			市立保育所保育実施事業	各保育所に子育て支援担当保育士を配置し、子育て支援事業の実施や居場所づくり、相談支援を行う。	継続	保育企画課
			子育て支援コーディネート事業	市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の設置、普及に取り組んでいる。	市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」のテントの貸し出しの普及を図ります。	子ども家庭支援センター
			公園維持管理事業	令和5年度から3か年かけて策定するパークマネジメント計画において、公園のローカルルール作りなどを地域とともに行い、子どもの遊び場の確保を行う。	パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図る。	公園河川課
親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出			市立保育所保育実施事業	各保育所に子育て支援担当保育士を配置し、園庭開放や室内開放することで、交流の場を提供する。	継続	保育企画課
			子育て支援コーディネート事業	・地域の仲間づくりと孤立した親子をなくすことを目的に、0歳から就園前の子どもとその保護者で親子育てグループが作れるよう支援する。 ・子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを推進するため、地域と一体となって、自主的に子育て支援活動に取り組む団体に対して助成する。	・子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進する。 ・シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組む。	子ども家庭支援センター
			地域福祉推進事業	身近なエリアごとの住民主体の話し合いや福祉活動を推進する。	継続	地域福祉課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
			自治会活動支援事業 コミュニティ活動支援事業	自治会及びまちづくり協議会の活動を支援することで、各団体が実施する行事等を通して、親同士・地域住民との交流の機会の創出を推進する。	継続	市民協働推進課
			公民館管理運営事業	公民館の役割として、地域住民が集い、学習できる機会を生み出せるよう、地域住民の興味を引く講座等を開催する。	継続	社会教育課
	子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化		市営住宅管理事業	令和6年度から、子育て世帯等を対象に、市営住宅に優先的に入居できる仕組みの導入や入居者資格の一つである収入要件の緩和を実施する。		住まいづくり推進課
	異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育		外国語活動推進事業	外国語指導助手(ALT)の学校園への派遣や日ごろの英語学習の成果を発表する英語祭の実施に取り組んでいる。	継続	教育研究課
			国際交流事業 国際・文化センター管理運営事業	「日本文化を楽しむ会」・・・在住外国人の方々が、様々な日本文化に触れ、その経験や体験を通じて、市民と交流し、相互理解や親交を深める。 「多文化交流ひろば」・・・外国人講師を招き、その国の文化や歴史・生活様式に関する講演を通じて、言葉の壁を越えて世界の様々な文化に触れあうのと同時に、国内外の諸問題についても共に考え、相互理解を深める。	継続	文化政策課
	留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流の推進		外国語活動推進事業	市内の小中学校において、授業等で諸外国とオンラインでの国際交流を実施している。	継続	教育研究課
	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進		学校教育推進事業など	修学旅行での平和学習であったり、小学校の環境体験学習など多くの学習で地域や民間と連携してESDに関連した取り組みを進めている。	継続	学校教育課
			公民館管理運営事業	公民館では、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を進めている。	継続	社会教育課
			図書活動推進事業	図書館では、市民の生涯学習を支援する中核施設として、市民のニーズに応える資料や情報の収集と提供に努め、生涯にわたる市民の自主的な学びを支援するとともに、子どもの読書環境の充実に努めている。	継続	中央図書館 西図書館
	理数系教育やアントレプレナーシップ教育(起業家教育)、STEAM教育等の推進によるイノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等の育成		新事業創出総合支援事業	市内の起業の促進、市内事業者のデザイン経営の導入や新たなビジネスモデルの創出など、新企業の創出に資する支援を実施する。	継続	商工勤労課
			学校教育推進事業	学校教育において、子どもたちの豊かな情操や感性を育む行事や心身の健全な育成・発達のための行事・講演、学校園の安全のために資する取り組みを進めている。子どもたちが自ら目標を設定し、自主的に目標に向かって取り組んでいけるよう支援する。	継続	学校教育課
	特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等と連携・協働		国主導			

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの就学支援や適応支援の推進		国際交流事業 国際・文化センター管理運営事業	「なないろルーツ」・・・月に1回、外国にルーツを持つ親子を対象に、遊びや交流、情報交換を通じて、居場所づくり・友達づくりの場を開催する。 「STワールド」・・・月に2回、外国にルーツを持つ6歳～18歳を対象に、日本語学習支援や、教科学習支援を実施する。	継続	文化政策課
			学力向上推進事業	日本語の不自由な幼児児童生徒の学校園生活を支援し、地域社会に速やかに適応させることを目的に、県の子ども多文化共生サポーターの派遣に合わせて、日本語指導と母語を通訳するサポーターを派遣する。	継続	学校教育課
	学校教育と社会教育における男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実		人権教育推進事業	各学校園で人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科・総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて実践している。また、学校からの依頼を受けて、人権教育指導員を派遣して、研修を行っている。	継続	学校教育課
	教職員等への男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等		人権教育推進事業	各学校園で人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科・総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて実践している。また、学校からの依頼を受けて、人権教育指導員を派遣して、研修を行っている。	継続	学校教育課
	女子中高生の理工農系分野への興味・関心を高め、適切に進路を選択することが可能となるような取組への支援及び大学による就学支援の取組の促進		—	県教育委員会が実施する「サイエンストライやる事業」を各学校に周知し、科学分野への興味関心の向上を図る。	継続	学校教育課
	固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信		男女共同参画センター管理運営事業	年3回、男女共同参画センター啓発情報誌「エル・コンパス」を発行する。	固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組む。	人権平和・男女共同参画課
		人権教育推進事業	人権教育全体計画に基づいて、ジェンダー平等などに関する授業を実施する。また、学校からの依頼を受けて、人権教育指導員を派遣して、研修を行う。	学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組む。	学校教育課	
(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供					17-18	
	不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援		母子保健健康診査事業	不育症の検査費や治療費の一部を助成する。	継続	健康推進課
	プレコンセプションケアの取組の推進		母子保健相談指導事業 がん等検診事業 予防接種事業	思春期の男女を対象として、喫煙、飲酒、性に関する思春期保健知識の普及啓発を行う。 20歳以上の女性に対する子宮頸がん検診、小6～高1相当年数女子への子宮頸がん予防ワクチンの接種を推進する。	継続	国・県主導 (健康推進課)
	家庭生活に困難を抱える特定妊婦等への切れ目のない支援体制の構築		①母子保健相談指導事業 ②母子保健訪問指導事業	①妊娠届出時にすべての妊婦と面談し、セルフプランを作成する。また、支援が必要な妊婦を把握し、相談支援につなげる。 ②保健師等の専門職が家庭訪問をし、相談、育児支援を行う。	すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援する。たからっ子給付金事業(国の出産・子育て応援給付金)による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図る。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進する。	健康推進課
			子ども総合相談事業	母子健康手帳の交付業務において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を把握した場合は、健康推進課に情報提供する。	継続	子ども総合相談課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
			児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課
	フェムテックの利活用に係る支援		国主導			
	成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等の推進		国主導			
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携しながら、「健やか親子21」の取組によるこどもの成長や発達に関する正しい知識の普及及び社会全体で多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう国民全体の理解の普及促進		母子保健相談指導事業	市民団体が主催する妊産婦や乳幼児の集いの場に保健師等の専門職を派遣し、母子保健に関する知識・技術の啓発や健康相談を行う。	継続	健康推進課
	乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化の推進		母子保健健康診査事業 予防接種事業	乳幼児期の健診、子どもの予防接種情報の電子化、標準化を行う。	乳幼児健診の充実に向けて取り組む。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進める。	健康推進課
	母子保健情報のデジタル化と利活用の推進		母子保健健康診査事業 母子保健相談指導事業	乳幼児健診結果について国の情報ネットワークシステムに副本登録し、情報連携を行う。		健康推進課
	児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費の助成		国主導			
	指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病の速やかな指定難病への追加、その自立を支援するための相談支援や就労支援等の推進		小児慢性特定疾患児生活支援事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等が、日常生活を送りやすくなるように用具を給付する。給付品目は便器・特殊マット・特殊寝台・車いす・電気式たん吸引器・ネブライザーなど18品目。	継続	健康推進課
	こどもホスピスの全国普及に向けた取組の推進		国主導			
(4)こどもの貧困対策		18-19				
家庭の経済状況によらない、全てのこども・若者への質の高い教育の提供			ひとり親家庭生活学習支援事業	児童扶養手当を受給している家庭に属する中学2、3年生を対象に、年間を通じた通塾による学習支援を行う。	ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進める。	子育て応援課
			学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯や就学援助対象世帯等の生活困窮世帯の子どもに対して、週1回程度、学習支援を行う。	継続	せいかつ支援課
			要保護及び準要保護児童就学援助費 要保護及び準要保護生徒就学援助費	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	継続	学事課
			児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	苦しい状況にあるこどもや若者の早期発見、支援につなげる体制の強化		—	—	ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築する。	子ども政策課 子ども総合相談課 家庭児童相談課 教育支援課 高齢福祉課 障害(がい)福祉課 せいかつ支援課
	幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援による幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減		要保護及び準要保護児童就学援助費 要保護及び準要保護生徒就学援助費	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	継続	学事課
	高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化		国・県主導			
	こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会の確保		児童館運営事業	・コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館は、子どもたちの遊びや地域の子育て支援・世代間交流等の活動の場となっている。 ・大型児童センターは、中高生が自由に集える安全な居場所、自主活動の機会を提供する。	継続	子ども家庭支援センター
			公園維持管理事業	令和5年度から3か年かけて策定するパークマネジメント計画において、公園のローカルルール作りなどを地域とともに行い、子どもの遊び場の確保を行う。		公園河川課
			各事務事業	子どもの成長及び子育て支援に関するイベント等を開催する。	継続	各課
	ネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者への支援		児童虐待防止施策推進事業	児童虐待対応を行う中で、必要な援助を受けられていないことを把握した場合は、適切な機関に繋ぐ。	継続	家庭児童相談課
	親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援		母子保健相談指導事業	①妊娠届出時にすべての妊婦と面談し、セルフプランを作成する。また、支援が必要な妊婦を把握し、相談支援につなげる。 ②市内2か所で、妊娠中の悩みや出産・子育ての不安に対し、助産師などが専門的な相談に応じ、子育て経験者が日常の相談に応じる。		健康推進課
			児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課
	保護者の所得の増大、職業生活の安定と向上に資する就労支援		自立相談支援事業(就労支援)	生活困窮者が長期的、安定的に働き続けられるよう、就労に向けた意欲の喚起から就労後のフォローアップまで一連の活動を支援する。	継続	せいかつ支援課
		ワークサポート宝塚運営事業 就労支援事業	兵庫労働局と連携し、広く求職者が利用できる職業相談窓口(ワークサポート宝塚)を運営するとともに、女性やシニア世代を対象とした就職支援セミナーを実施する。	継続	商工勤労課	
		ファミリーサポートセンター利用助成事業	ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭が、ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を受けた場合に、利用料の助成を行う。	継続	子ども家庭支援センター	

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	様々な支援の組み合わせによる経済的支援の効果を向上		①母子保健健康診査事業 ②たからっ子給付金事業	①妊婦健康診査は14回10万6千円を上限に、産婦健康診査は産後うつ病のスクリーニングと1回5千円を上限に助成を行う。 低所得妊婦に妊娠の診断に必要な初回産科受診料を1万円を上限に助成する。 新生児聴覚検査費について、市民税非課税世帯には5千円を上限に、生活保護世帯には全額助成する。 ②妊娠届出時の妊婦面談、妊娠後期のアンケート、赤ちゃん訪問時の養育者との面談による伴走型支援と、妊娠中、出産後に各5万円を支給する経済的支援を一体的に実施する。	継続	健康推進課
	国、地方公共団体、民間の企業、団体等の連携・協働によるこどもの貧困に対する社会の理解の促進		子どもの権利サポート委員会事業	社会福祉協議会を通じて子ども食堂等と連携し、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、内部研修等を通じて課題や困難を抱える子どもや家庭に対する理解の促進を図る。	子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図る。	子ども政策課
(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援					19-20	
	発達に特性のあるこども・若者の地域社会へのインクルージョンの推進及び社会参加の支援		市立保育所保育実施事業	集団による保育を行うことにより、当該児童の成長を促進し、さらに友だち同士の相互理解を深める。	継続	保育企画課
			子ども総合相談事業	年2回、子どもの発達特性に関する市民向け講演会を実施し、啓発を行う。	継続	子ども総合相談課
			障害児通所給付事業	保育所、小学校、特別支援学校等の集団生活を営む施設に通う障害(がい)のある児童に対して、その施設を訪問し、他の児童と集団生活への適用のための専門的な支援その他必要な支援を行う保育所等訪問支援を提供する。	継続	障害(がい)福祉課
			特別支援教育推進事業	支援を受ける児童生徒の自立を目指し、スポーツや作品等を通じて交流を行う「なかよし運動会」、「ふれあい作品展」等を実施する。	継続	学校教育課
	特別児童扶養手当等の経済的支援、個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供		児童福祉総務事業	障害(がい)を有する児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する特別児童扶養手当について、新規請求及び更新届等の受付及び認定をする県への進達を行う。	継続	国主導 (子育て応援課)
	児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実など、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンの推進		市立保育所保育実施事業	保育所への専門職による巡回相談や指導を通して、子どもの発達の理解や適切な関わりにつなげる。	継続	保育企画課
			子ども発達支援センター事業	身体及び知的発達に障害(がい)のある就学前の児童を対象に、通所で日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の習得、集団生活などに係る支援を行う。	高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障害児の家族、障害児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	子ども発達支援センター
			市立保育所保育実施事業	保育所(園)において、医療的ケア児の受け入れを行うと共に、関係各課と情報を共有し、連携を図る。	継続	保育企画課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制の強化		特別支援教育推進事業	医療的ケア体制整備に関する検討会を設置し、関係機関の連携体制の構築を行う。 難聴児については、県立こばと聴覚特別支援学校との連携の中で未就学の難聴児を把握する。	継続	学校教育課
			障害(がい)者福祉事業	保健、医療、障害(がい)福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	継続	障害(がい)福祉課
	特別支援教育にかかるインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の一層の推進		特別支援教育推進事業	適切な就学に向けて、就学説明会を開催し、特別支援教育に関する周知を行う。 就学先の決定にあたっては、教育支援委員会を開催し、本人、保護者の意見を可能な限り尊重しつつ、教育、医療、福祉等の観点から総合的な判断を行う。	継続	学校教育課
	障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実		社会教育推進事業	月に1回、スポーツセンターで知的障害(がい)者(児)親子体操教室を開催。障害(がい)のある子どもや大人の居場所づくりとして、様々なスポーツ等の体験活動を提供する。	継続	社会教育課
(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援					20-22	
	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化		①産後・育児支援ヘルパー派遣事業 ②子ども家庭支援センター事業	①産後の体調不良のため家事(育児)が困難な家庭や多胎児や低出生体重児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣する。また、児童の養育に支援が必要と認められる家庭に適切な養育環境を確保するため、ホームヘルパーを派遣する。 ②地域子育て支援拠点「きらきらひろば」に常駐している保育士や専門職(助産師、栄養士、子そだてサポートひかり職員、子ども発達支援センター職員等)による相談を実施する。	継続	子ども家庭支援センター
			児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行っている。	継続	家庭児童相談課
			民生児童委員活動事業	民生委員・児童委員が、地域住民の身近な相談相手となり、専門機関や子育て支援サービス等とのパイプ役を務めることで、子育てに困難を抱える世帯の早期発見や継続的な見守り支援を行っている。	継続	地域福祉課
	こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等		—	改正児童福祉法に基づき、令和6年4月にすべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行うこども家庭センター(名称:たからっ子総合相談センター)を設置した。	母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図る。	子ども総合相談課 家庭児童相談課 健康推進課
			産後・育児支援ヘルパー派遣事業 子ども家庭支援センター事業	・産後の体調不良のため家事(育児)が困難な家庭や多胎児や低出生体重児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣する。また、児童の養育に支援が必要と認められる家庭に適切な養育環境を確保するため、ホームヘルパーを派遣する。 ・地域子育て支援拠点「きらきらひろば」では、概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供を実施している。	子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に引き続き取り組む。	子ども家庭支援センター

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	こども家庭センターと地域のネットワークが一体となって継続的に支える虐待予防の取組の強化		児童虐待防止施策推進事業	児童虐待対応について、民生児童委員をはじめとした地域のネットワークに対して研修を行い、虐待予防、早期発見のための体制の強化を図っている。	継続	家庭児童相談課
	孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化、相談窓口の周知等		児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課
	一時保護所の環境改善、委託一時保護も含めたこどもの権利擁護の推進		県主導			
	虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者へのニーズに合わせた支援		児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課
	児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取の適切な実施及びこどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備の積極的な推進		県主導			
	一時保護開始時の司法審査の円滑な導入		県主導			
	措置解除等に際した親子関係の再構築支援の推進		県主導			
	性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携の推進、こどもの精神的・身体的な負担軽減等		国・県主導			
	こどもから聴取を行う側の知見や技術の向上、こどもが安心して話することができる環境整備		子どもの権利サポート委員会事業	フレミラ宝塚内に宝塚市子どもの権利サポート委員会を設置し、子どもが相談しやすい場所を整備している。また、年に一度、相談員が、兵庫県こころのケアセンター主催の研修に参加し、相談援助技能の向上に努めている。	継続	子ども政策課
	新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等		児童虐待防止施策推進事業	—	相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図る。	家庭児童相談課
	支援現場の業務効率化のためのICT化の推進		次世代育成支援行動計画等推進事業	児童、保健、福祉、教育の各部署が保有する子どもや子育て家庭に関する相談・支援等の情報を一元化するシステムを導入し、適切な情報連携による相談支援体制の充実と事務の効率化を図っている。	継続	子ども政策課
	養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育(親族等による里親養育・普通養子縁組含む)への移行支援、特別養子縁組の判断・支援		県主導			
	里親やファミリーホームの確保・充実		県主導			
	児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善やその人材確保		県主導			
	児童養護施設等の多機能化・高機能化		県主導			

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上		県主導			
	社会的養護を必要とするこどもの意見を尊重した改善		県主導			
	児童相談所におけるケースマネジメントの推進		県主導			
	多職種・関係機関の連携による自立支援、地域社会とのつながり支援		県主導			
	福祉、介護、医療、教育等の関係者の情報共有・連携によるヤングケアラーの早期発見・把握		—	各種相談、対応業務を行う中で、ヤングケアラーの早期発見・把握に努める。	継続	子ども総合相談課 家庭児童相談課 子ども政策課 教育支援課 高齢福祉課 障害(がい)福祉課 せいかつ支援課
	家族の世話などに係る負担の軽減又は解消に向けた、世帯全体を支援する視点を持った対策の推進		児童虐待防止施策推進事業	要保護児童対策地域協議会を軸として、関係機関と情報連携しながら、適切な支援を行う。	継続	家庭児童相談課
(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組					22-24	
	自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組の推進		子どもの権利サポート委員会事業	おたよりや啓発グッズの配布により、子どもの権利サポート委員会の周知啓発を進めるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる相談体制を整備している。	継続	子ども政策課
			いじめ防止対策推進事業	・小学3年生を対象に、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)を実施 ・学期に1回、いじめアンケートや個別の面談を実施 ・教科担任制の導入により、相談がしやすい体制を構築 ・長期休業日前後に各家庭に啓発文書を配布	継続	学校教育課
			スクールネット活用事業	1人1台のタブレット端末において、Webフィルタリングを備え、子どもが安全に、安心してインターネットを利用できる環境を整備する。	継続	教育研究課
	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備		消費者教育・啓発事業	インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止のため、お金への理解や子どもの家庭での事故防止に関する講座など、消費生活に関する様々なテーマでの講師派遣を実施する。また、小学生を対象に、夏休み子ども消費者教育出前講座を実施する。	インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みむ。	消費生活センター
			—	—	スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組む。	学校教育課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
こども・若者の性犯罪・性暴力にかかる加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等		防犯事業	犯罪被害者が子どもであるか大人であるかにかかわらず、宝塚市犯罪被害者等支援条例、同施行規則に基づく支援を行うとともに、被害者支援センターとも連携を図る。	継続	防犯交通安全課	
		青少年相談事業	子どもの心を理解する講座の時に市民の方に参考図書を紹介している。	継続	青少年センター	
学校・園における生命(いのち)の安全教育の全国展開		市立保育所保育実施事業	各保育所において、豊かな自尊感情を育むことを基盤として、一人一人の子どもの人権を大切にする保育を実践する。	継続	保育企画課	
		学校教育推進事業	各中学校で「生命の尊さ講座」、「赤ちゃん学校に行こう」を実施する。「生命の尊さ講座」では、助産師や産婦人科医師などによる講話、「赤ちゃん学校へ行こう」では、赤ちゃんとの触れ合いにより、生命の尊さについて考えさせる。	継続	学校教育課	
こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入		市立保育所保育実施事業	保育士特定登録取消者管理システムを利用し、保育士を任命する際、情報の検索を行う。	継続	保育企画課	
こども・若者の性被害にかかる相談窓口の一層の周知、こども・若者が相談しやすいSNS等の活用の推進、地域における支援体制の充実のための取組の推進		子どもの権利サポート委員会事業	子どものあらゆる相談に対応する窓口として、子どもの権利サポート委員会を設置しており、年に3回、主に小学生から高校生等を中心におたより及び啓発グッズを配布している。	継続	子ども政策課	
有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進		消費者教育・啓発事業	消費生活センターや公共施設で、製品事故防止に関するチラシの配架を行う。	継続	消費生活センター	
		交通安全対策事業 防犯事業	登下校時、授業中等の児童・生徒の安全を図るため、警察署と協力して学校園や地域における交通安全教室、自転車教室、街頭交通指導、不審者対策訓練等を実施する。	継続	防犯交通安全課	
		地域防災力アップ事業	自助・共助の防災力アップを目的として、学校、地域や事業所、団体等へ市から講師を派遣する「ぼうさい出前講座」を開催する。	継続	総合防災課	
		学校園安全推進事業	市内危険箇所情報を表示したすみれ子ども安全マップを作成し、新小・中学1年生に配布する。(令和5年度より紙媒体での配布は廃止し、WEB上の公開マップの利用案内を配布)	継続	学校教育課	
チャイルド・デス・レビュー(CDR:Child Death Review)の体制整備の検討		県主導				
こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援の推進、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携		青少年補導事業	宝塚市青少年補導委員連絡協議会の補導委員との定期的な情報交換や同行補導により、子どもたちの様子や地域の状況を把握する。 事案に関係する校区の学校へ情報提供し、内容によっては、警察と連携して対応する。	継続	青少年センター	
少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実		国主導				

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化、保護司などとの連携の強化や体制の充実		国主導			
	非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解、育ちを見守る社会気運の向上		保護司会活動支援事業	更生保護活動の一環である『社会を明るくする運動』を宝塚市保護司会へ委託し、実施する。	継続	地域福祉課
(8)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保					25	
	不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化		国・県主導			
	出産費用(正常分娩)の保険適用の導入		国主導			
	安全・安心な無痛分娩の推進		国主導			
	周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保		県主導			
	周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築		母子保健相談指導事業	市内の産科医療機関、産後の支援事業の実施機関、宝塚健康福祉事務所、庁内関係機関による妊娠・出産包括支援連絡会議を年2回開催し、連携体制を強化している。	継続	健康推進課
	里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携の推進		母子保健訪問指導事業	希望があれば、里帰り先の自治体に訪問依頼をする。養育上支援を必要とする家庭は、医療と保健が連携した情報提供システム(養育支援ネット)により、医療機関と母子保健とで連携し、支援を行う。	継続	健康推進課
	産後ケア事業の提供体制の確保		母子保健相談指導事業	産婦に対して、医療機関や対象者の居宅において、心身のケア又は育児のサポートを行う。また、利用費用の助成を行う。	継続	健康推進課
	養育者のメンタルヘルスに係る取組の推進		母子保健訪問指導事業	乳児家庭全戸訪問事業で「産後うつ病質問票(EPDS)」を用いて、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要なケースを早期に把握し、支援につなげる。	継続	健康推進課
	産前産後の支援の充実と体制強化		母子保健相談指導事業	・市内2か所で、妊娠中の悩みや出産・子育ての不安に対し、助産師などが専門的な相談に応じ、子育て経験者が日常の相談に応じる。 ・産婦に対して医療機関や対象者の居宅において心身のケアまたは育児のサポートを行う。また、利用費用の助成を行う。	すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援する。たからっ子給付金事業(国の出産・子育て応援給付金)による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図る。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進する。	健康推進課
			産後・育児支援ヘルパー派遣事業	産後の体調不良のため、家事(育児)が困難な家庭や多胎児や低出生体重児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣する。また、児童の養育に支援が必要と認められる家庭に、適切な養育環境を確保するため、ホームヘルパーを派遣する。	継続	子ども家庭支援センター
	こども家庭センターにおける切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築		子ども総合相談事業	妊産婦及び0歳～18歳までの子どもとその保護者より、どこに相談していいかわからないような、子どもやその家庭についての悩みの相談を丁寧に受け、悩みの背景にある課題を専門的に分析し、必要な支援につなげる。	継続	子ども総合相談課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載			
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名	
			主な事務事業	具体的な取組			
	「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けた制度化の検討		たからっ子給付金事業	妊娠届出時の妊婦面談や妊娠後期のアンケート、赤ちゃん訪問時の養育者との面談による伴走型支援と、妊娠中、出産後に各5万円を支給する経済的支援を一体的に実施する。	すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援する。たからっ子給付金事業(国の出産・子育て応援給付金)による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図る。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進する。	健康推進課	
	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援		①母子保健相談指導事業 ②母子保健訪問指導事業	①妊娠届出時にすべての妊婦と面談し、セルフプランを作成する。また、支援が必要な妊婦を把握、相談支援につなげる。 ②家庭訪問により、妊娠及び出産・育児に関する保健指導を行い、妊婦の相談に応じる。			
				子ども総合相談事業	母子健康手帳の交付業務において予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等の相談を受けた場合は、健康推進課に情報提供する。	継続	子ども総合相談課
	新生児マスクリーニング等の推進			国・県主導			
	乳幼児健診等の推進			母子保健健康診査事業	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を行う。	新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続する。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進める。	健康推進課
新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組の推進			母子保健健康診査事業	新生児聴覚検査費について、市民税非課税世帯には5千円を上限に、生活保護世帯には全額助成する。	継続	健康推進課	
(9)こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実		25-26					
	待機児童対策		私立保育所誘致整備事業	宝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備を進める。 (令和5年4月1日時点での待機児童は0人)	宝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行う。	保育企画課	
			指定保育所助成金	市内の認可外保育施設の内、市が定める基準に適合する施設を指定保育所として指定し、経費及び保育料を助成することで、認可保育施設を補完する保育の受け皿を用意する。	継続	保育事業課	
	特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないような地域の身近な場を通じた支援の充実		母子保健相談指導事業	市内2か所で、妊娠中の悩みや出産・子育ての不安に対し、助産師などが専門的な相談に応じ、子育て経験者が日常の相談に応じる。	継続	健康推進課	
			市立保育所保育実施事業	各保育所に子育て支援担当保育士を配置し、子育て支援事業や育児相談を行う。	継続	保育企画課	
			子ども家庭支援センター事業 児童館運営事業	・地域子育て支援拠点「きらきらひろば」では、概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供を実施している。 ・地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つのブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)では、親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て情報の提供、子育てプログラムの開催等の事業を実施する。	継続	子ども家庭支援センター	

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備の推進		私立保育所助成金	私立保育所に対し、一時預かりや延長保育、特別支援保育等の実施に係る経費や保育所の安全確保等に要する費用を助成する。	継続	保育事業課
	病児保育の充実		病児保育事業	市内2か所の病児保育室において、「病気の回復期に至らない」家庭や集団での保育が困難な乳幼児を、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと就労の両立支援を行うとともに、乳幼児の健全な育成を図る。	継続	保育企画課
	幼児教育・保育の質の向上		市立保育所保育実施事業	保育の質の向上を図るため、幼児教育センターと連携し、研究・研修を実施する。	継続	保育企画課
			幼児教育センター研究研修事業	本市の就学前施設における課題や保育士、教諭のニーズに応じた研修を実施し、専門職としての知識と技術の向上を図る。	(仮称)就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実を図る。	幼児教育センター
			学校教育推進事業	教育・保育アドバイザーが各施設を訪問し、聞き取りやアンケート実施により、課題や幼児教育センターに求める役割等を把握する。		
	障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもの健やかな成長の支援		小児慢性特定疾患児生活支援事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等が、日常生活を送りやすくなるように用具を給付する。給付品目は便器・特殊マット・特殊寝台・車いす・電気式たん吸引器・ネブライザーなど18品目。	継続	健康推進課
			障害児通所給付事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害(がい)のある児童に対して、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援を提供する。 また、学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害(がい)のある児童に対して、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う放課後等デイサービスを提供する。	継続	障害(がい)福祉課
			市立保育所保育実施事業	保育の中で、違いや多様性を認め合える仲間作りを実践する。	継続	保育企画課
			私立保育所助成金	私立保育所に対し、主に在園児に医療的ケア児支援保育が必要となった場合の費用を助成する。	継続	保育事業課
			子ども総合相談事業	0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、専門職が発達に関する相談を受け、環境調整等の助言・支援を行う。また、必要に応じて、医師等専門相談につなげ、より専門的な助言等を行う。	継続	子ども総合相談課
			国際交流事業 国際・文化センター管理運営事業	「なないろルーツ」・・・月に1回、外国にルーツを持つ親子を対象に、遊びや交流、情報交換を通じて、居場所づくり・友達づくりの場を開催する。 「STワールド」・・・月に2回、外国にルーツを持つ6歳～18歳を対象に、日本語学習支援や、教科学習支援を実施する。	継続	文化政策課

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
			学校教育推進事業	保育・教育アドバイザーの派遣による特別支援教育に関する各就学前施設への助言、公立幼稚園・保育所における医療的ケア児受入検討会の開催、ことばの教室での構音障がい(誤り構音)・口蓋裂等をもつ宝塚市在住の就学前の幼児に対する指導を行う。	継続	幼児教育センター
	こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育の保障		市立保育所保育実施事業	保育の質の向上を図るため、幼児教育センターと連携し、研究・研修を実施する。	継続	保育企画課
			子ども発達支援センター事業	身体及び知的発達に障碍(がい)のある就学前の児童を対象に、通所で日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の習得、集団生活などに係る支援を行う。	継続	子ども発達支援センター
			学校教育推進事業 幼児教育センター研究研修事業	保育・教育アドバイザーの派遣による指導・助言や研修により、遊びを通した教育・保育について学び、専門職としての知識と技術の向上を図る。	継続	幼児教育センター
	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善		市立保育所保育実施事業	ジョイントカリキュラムを活用した保育を実践すると共に、小学校との定期的な情報共有を図り、円滑な接続につなげる。	継続	保育企画課
			幼保小中連携教育推進事業	幼保小中合同研修の実施や保幼小中特別支援学校プロジェクト委員会の開催により、就学前教育から小中学校教育への滑らかな接続のための各施設の連携を図る。	継続	幼児教育センター
	保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善		市立保育所保育実施事業	国基準を上回る市基準の保育士配置を行っている。R5年度より、ICT化を進め、業務の負担軽減につなげている。	継続	保育企画課
			私立保育所助成金	私立保育所に対し、国の基準を上回る職員配置や特別支援保育の実施に係る人件費や保育士の人材確保に要する費用等を助成する。		保育事業課
			教職員総務事業	有料の求人広告を活用し、広く人材確保に努めている。また、現場の負担軽減策として、幼稚園助教諭や保育士の人的加配措置を行っている。	継続	職員課
			幼児教育センター研究研修事業	年次別研修会、幼児教育アドバイザー研修を実施し、人材育成を行う。	継続	幼児教育センター
(10)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等					26-27	
	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実		研究・研修事業	各研修会の実施や各学校での研修会を支援し、教員の指導力向上を目指す。	継続	学校教育課 教育研究課
	こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体(教育委員会及び首長部局)などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映		子ども議会事業	宝塚市子ども条例の趣旨を踏まえ、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映させることを目的に実施する。	若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進める。	子ども政策課
	学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進		—	—	教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組む。	職員課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	1人1台端末やデジタル教科書の活用などの推進		スクールネット活用事業	国が進めるGIGAスクール構想において、1人1台タブレット端末を整備し、利活用推進に向けた取り組みを実施している。	継続	教育研究課
	インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実		特別支援教育推進事業	特別支援学校へ就学した児童生徒に向けて副籍校を通知し、交流及び共同学習が円滑に実施できるように努める。	継続	学校教育課
	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりの推進		地域学校連携協働推進事業	各校で学校運営協議会を開催し、地域、保護者、学校が連携し「めざす子ども像」を共有しながら、子どもの豊かな成長について熟議と協働を行う。	継続	学校教育課
			学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域が一体となって学校教育を支援する体制づくりを準備することでを構築することで、教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに地域の教育力の活性化を図る。	継続	社会教育課
	部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備		部活動推進事業	各中学校の部活動の充実を図るため、各種大会に参加する部活動を経済的な側面から援助する。また、休日の部活動地域移行を段階的に進める。	子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組むため、部活動の地域移行を推進する。	学校教育課
	選ばれる在外教育施設づくりの推進		国主導			
	道徳教育や情報モラル教育の推進		—	各学校園において、人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいて、研修や授業実践を行っている。	継続	学校教育課
	体育の授業の充実、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進		学校教育推進事業	各校へ「宝塚市体力向上プログラム」を配布し、体育授業の充実に努める。県の事業を活用し、体力アップサポーター、アスリート、武道等指導者を希望校へ派遣する。	継続	学校教育課
	こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進		国・県主導			
	健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健の推進		学校保健事業	市立学校園に在籍する園児児童生徒に対し、健康診断等の実施、学校保健大会の開催、学校定期環境衛生検査の実施、学校管理下事故における災害給付を行うことにより、子どもの健康を保持・増進する。健康診断に出務する医師及び歯科医師に対する報酬を見直し、出務単価を引き上げることで、各健診に出務する医師及び歯科医師を安定的に確保する。	継続	学事課
	学校給食の普及・充実、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組の推進		給食事業	市立小・中学校において、給食の試食を実施し、栄養教諭等の講義により学校給食への関心を高める。また、県内産の食材を取り入れた地産地消給食を実施する。	継続	学事課
	学校給食無償化の課題の整理		国主導			
(11)居場所づくり		27-28				
新たなこども・若者の居場所の充実						
		—	—		各課	

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	既存の児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるような取組の推進		児童福祉総務事業	社会福祉協議会を通じて子ども食堂等と連携し、フードドライブや支援の検討、子ども食堂に係る補助金の情報提供等を行う。	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、市民団体等との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図る。	子ども政策課
			児童館運営事業	・コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館は、子どもたちの遊びや地域の子育て支援・世代間交流等の活動の場となっている。 ・大型児童センターは、中高生が自由に集える安全な居場所、自主活動の機会を提供する。		子ども家庭支援センター
			公民館管理運営事業 図書館管理運営事業	公民館で活動しているグループが講師となり、小中学生と交流を図りながら学習・体験等を行う講座を実施する。		社会教育課 中央・西図書館
	放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備の着実な推進		地域児童育成会事業 民間放課後児童クラブ事業	定員数80名までは、公設公営の地域児童育成会を運営し、それ以上の申込が見込まれる校区については、民設民営の民間放課後児童クラブを整備している。	特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図る。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めていく。	アフタースクール課
放課後児童クラブの安定的な運営の確保、待機児童の早期解消、学校施設の利用促進		地域児童育成会事業 民間放課後児童クラブ事業	低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブを整備する。	アフタースクール課		
(12)小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実				28		
	休日・夜間を含めた小児医療体制の充実		救急医療対策事業	小児一次救急医療機関である阪神北広域こども急病センターを阪神北3市1町で共同運営を行う。また、圏域内の救急告示病院4機関に小児科二次救急病院群輪番制の当番を委託し、対応困難時の支援を県立尼崎総合医療センターに委託している。	阪神北広域こども急病センターや圏域内の小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続する。	健康推進課
			—	阪神北広域こども医療センターの後送病院を担う二次救急輪番体制をとり、小児救急医療に対応する。	継続	市立病院
	小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制の確保		—	CPT(児童虐待対応チーム)を設置し、関係機関と連携がとれる体制を確保している。また、医療的ケア児に対しても可能な範囲で医療を提供する。	継続	市立病院
	教育委員会と保健部局の連携による性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進		母子保健相談指導事業	思春期の男女を対象として、喫煙、飲酒、性に関する思春期保健知識の普及啓発を行う。	継続	健康推進課
			学校保健事業	国や県からの性と健康に関する通知等を市立の学校園に対して情報提供を行う。	継続	学事課
予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進		母子保健相談指導事業	妊娠届出時にすべての妊婦と面談し、セルフプランを作成する。また、支援が必要な妊婦を把握し、相談支援につなげる。	すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援する。たからっ子給付金事業(国の出産・子育て応援給付金)による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図る。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進する。	健康推進課	
(13)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育				28-29		

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	主権者教育の推進		—	小学校では、学習する社会科の政治の中で、国民主権という言葉や選挙の仕組みについて学習する。中学校では、社会科の公民的分野で、国民主権や様々な権利、選挙につながる国会の仕組みや地方自治について、より深く学習する。	継続	学校教育課
	教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進		消費者教育・啓発事業	関係機関・関係団体が集まる宝塚市消費生活協議会及び宝塚市消費者トラブル対策連絡会を開催し、本市の消費者トラブルの現状報告や関係機関同士の情報共有などを行い、連携する。	継続	消費生活センター
			—	学校給食を通して、地域の生産者の思いや地産地消の大切さを学ぶ機会を設ける。また、文部科学省の「消費者教育アドバイザー」の派遣や消費者教育支援センターからのフェスタやフォーラムの告知などを学校へ案内する。	継続	学校教育課
	こども・若者の金融リテラシーの向上		消費者教育・啓発事業	放課後児童クラブ等において、若年層を対象とした、金融リテラシーの向上を目的とした出前講座やチラシの配布を行う。	継続	消費生活センター
			—	将来の経済的自立を考える機会として、兵庫県立男女共同参画センターからの金融セミナーや税務署からの租税教室等の学習の場の告知を学校へ案内する。	継続	学校教育課
	こども・若者が自らのライフデザインが描けるよう、様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などの創出		学校教育推進事業	【生命の尊さ講座事業】 「赤ちゃん、学校へ行こう!」の取組の中で、子育て中の保護者の話を聞きながら、乳幼児と触れ合う。 【トライやるウィーク】 地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めることができるよう支援する。また、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成する。	継続	学校教育課
			児童館運営事業 子ども家庭支援センター事業	・【ミニたからづか】小・中・高校生がまちづくりの主役となり、企画・準備・実施などの過程を経て、子どもによる子どものためのまちづくりをする。その中で主体性や協調性を育み、社会の仕組みづくりを学ぶ。 ・フレミラ宝塚で中高校生と乳幼児親子が日常的に交流できる機会の提供を試行する。	継続	子ども家庭支援センター
	こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組の推進		学校教育推進事業	キャリア教育の推進として、日常のワークシートや学校行事の記録、学習の振り返り等をポートフォリオとして蓄積したキャリアパスポートを作成し、小学校入学から高等学校までをつなげるようにする。	継続	学校教育課
	職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の効果的活用		トライやる・ウィーク推進事業	学習の場を学校から地域社会へと移し、学校・家庭・地域社会の連携のもとに、体験を通して、子どもたちが自ら体得する場や機会を提供し、生きる力の育成を図る。	継続	学校教育課
こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援		国・県主導				
社会保障教育の取組の一層の推進		国主導				
(14)いじめ防止						

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	首長部局と教育委員会の連携によるいじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底		子どもの権利サポート委員会事業	子どもからのいじめに関する相談に対し、関係機関への聞き取りを行い、子どもの要望に沿った解決に向けて、意見表明(アドボカシー)、是正の勧告・要求等の対応を行う。	継続	子ども政策課
			いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、宝塚市いじめ防止等に関する条例に基づく「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた研修会等の実施にあたり、助言を行い、教職員の対応力を向上を図る。	継続	学校教育課
	道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進などのいじめ防止対策の強化		子どもの権利サポート委員会事業	子どものあらゆる相談に対応する窓口として、子どもの権利サポート委員会を設置しており、いじめに関する相談にも、随時対応を行う。	継続	子ども政策課
			生徒指導支援事業	各学校の生徒指導担当者を対象に生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関を含めた情報共有を行うとともに、青少年の健全育成に向け研究協議を行う。また、各校の状況に応じて生活指導支援員を学校に派遣し、問題の未然防止や解決に取り組む。法的な視点で助言が必要とされるケースについては、スクールロイヤーとも連携を行い、子どもの支援にあたるものとする。部内において、生徒指導に係る連絡調整会、生活指導支援員情報交換会を開催し、支援体制の調整を行い、より効果的な配置を研究する。	・生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していく。 ・子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進する。 ・不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努める。	学校教育課
	「ネットいじめ」に関する対策の推進					
	いじめの未然防止教育の推進					
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援		スクールソーシャルワーカー配置補助事業	スクールソーシャルワーカー(以下SSW)を学校に配置し、SSWを中心とした校内ケース会議を組織し、家庭や関係機関の連携による適切な支援を行なうとともに、校内支援体制の強化、教職員の指導力・対応力の向上を図る。		
	総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進		企画調整事業	教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策や緊急に講ずべき措置について、首長と教育委員会で協議・調整を行う。	継続	企画政策課
	首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築		子どもの権利サポート委員会事業	子どものあらゆる相談に対応する窓口として、子どもの権利サポート委員会を設置しており、いじめに関する相談及び子どもからの要望に基づく、いじめ解消に向けた支援も随時行う。	継続	子ども政策課
			子ども総合相談事業	子どもや保護者より、いじめに関する相談を受けた場合は、同意を得たうえで、学校や教育委員会と連携して、課題の解決に向けた支援を行う。	継続	子ども総合相談課
			児童福祉総務事業	いじめ防止対策推進法による首長部局による再調査に関して、第三者性の確保のため、宝塚市いじめ問題再調査委員会条例において、同委員会の委員は知識経験者と定めている。	継続	子ども政策課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進		いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、宝塚市いじめ防止等に関する条例に基づく「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた研修会等の実施にあたり、助言を行い、教職員の対応力を向上を図る。	継続	学校教育課
			児童福祉総務事業	いじめ問題再調査委員会による再調査に際しては、被害児童生徒及び保護者の意思を尊重しつつ、関係者、学校、教育委員会等への聴き取りを行い、情報提供等を受けながら、慎重に再調査を行う。	継続	子ども政策課
	重大事態調査の適切な運用		いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、宝塚市いじめ防止等に関する条例に基づく「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた研修会等の実施にあたり、助言を行い、教職員の対応力を向上を図る。	継続	学校教育課
(15)不登校のこどもへの支援					29-30	
	学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の全都道府県・政令指定都市への設置		教育相談事業	校内で教育支援センター的役割を担う別室の運営を行う人員を全小中学校に配置している。主に中学校では、別室登校指導員が支援時の見立てに役立つステップアップシートの研究を実施する。	別室登校指導員による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実を図る。	教育支援課
	スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制の整備、アウトリーチの強化		子ども総合相談事業	子どもや保護者より、不登校等に関する相談を受けた場合は、その課題の背景を整理し、学校や教育委員会と連携して、課題の解決に向けた支援を行う。	継続	子ども総合相談課
			生徒指導支援事業	各学校の生徒指導担当者を対象に生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関を含めた情報共有を行うとともに、青少年の健全育成に向け研究協議を行う。また、各校の状況に応じて生活指導支援員を学校に派遣し、問題の未然防止や解決に取り組む。法的な視点で助言が必要とされるケースについては、スクールロイヤーとも連携を行い、子どもの支援にあたるものとする。部内において、生徒指導に係る連絡調整会、生活指導支援員情報交換会を開催し、支援体制の調整を行い、より効果的な配置を研究する。	・生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していく。 ・子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進する。 ・不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努める。	学校教育課
			スクールソーシャルワーカー配置補助事業	スクールソーシャルワーカー(以下SSW)を学校に配置し、SSWを中心とした校内ケース会議を組織し、家庭や関係機関の連携による適切な支援を行なうとともに、校内支援体制の強化、教職員の指導力・対応力の向上を図る。		学校教育課
		教育相談事業	NPOやフリースペース等と定期的に情報交換を行う。	継続	教育支援課	
	不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析		教育相談事業	訪問相談員が、不登校傾向にある子ども達の様子を各学校から毎月聞き取り、不登校支援連携会議で共有する。また、市内不登校の動向について、校長会や生徒指導連絡会で周知する。	継続	教育支援課
(16)校則の見直し					30	

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	校則の見直しを行う場合のこどもや保護者等の関係者からの意見聴取、各地の好事例の収集、周知等		生徒指導支援事業	各学校の生徒指導担当者を対象に生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関を含めた情報共有を行うとともに、青少年の健全育成に向け研究協議を行う。また、各校の状況に応じて生活指導支援員を学校に派遣し、問題の未然防止や解決に取り組む。法的な視点で助言が必要とされるケースについては、スクールロイヤーとも連携を行い、子どもの支援にあたるものとする。部内において、生徒指導に係る連絡調整会、生活指導支援員情報交換会を開催し、支援体制の調整を行い、より効果的な配置を研究する。校則の見直しに関しては、宝塚市校則見直しガイドラインを作成し各学校に配布した。今後、生徒主体とした取り組みを進めていく。	校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組む。	学校教育課
(17)体罰や不適切な指導の防止			30			
	体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化の推進		生徒指導支援事業	各学校の生徒指導担当者を対象に生徒指導連絡協議会を開催し、関係機関を含めた情報共有を行うとともに、青少年の健全育成に向け研究協議を行う。また、各校の状況に応じて生活指導支援員を学校に派遣し、問題の未然防止や解決に取り組む。法的な視点で助言が必要とされるケースについては、スクールロイヤーとも連携を行い、子どもの支援にあたるものとする。部内において、生徒指導に係る連絡調整会、生活指導支援員情報交換会を開催し、支援体制の調整を行い、より効果的な配置を研究する。	生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していく。	学校教育課
(18)高校中退の予防、高校中退後の支援			30			
	高校における指導・相談体制の充実		県主導			
	高校を中退したこどもへの学習相談や学習支援の推進		国・県主導			
	学校による高校を中退したこどもへの地域若者サポートステーションやハローワーク等の情報提供、就労・復学・就学支援		ワークサポート宝塚運営事業 就労支援事業	ワークサポート宝塚や若者しごと相談のほか、厚生労働省委託事業である地域若者サポートステーション事業について、チラシの配架などにより、市民に広く周知する。	継続	商工勤労課
(19)高等教育の修学支援、高等教育の充実			31			
	高等教育段階の修学支援の着実な実施		奨学助成事業	ひとり親家庭の子で、経済的な理由により、高等教育学校への修学が困難な者に対して、修学上必要な資金を給付する。	継続	学事課
	大学等における教育内容・方法の改善		国主導			
	在学段階からの職業意識の形成支援、学生のキャリア形成支援、ライフプランニング教育の推進		国主導			
	大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援の推進		国主導			

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	大学等における生涯学習の取組促進		国主導			
(20)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組					31-32	
	就職活動段階のマッチングの向上等による、不本意な早期離職の抑制		国・県主導			
	キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援		国主導			
	離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援		就労支援事業	就労に必要なスキルの習得を目指した連続的なセミナーの実施を民間事業者に委託し、実施する。また、地域若者サポートステーション事業について、市民に広く周知する。	継続	商工勤労課
	ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援		ワークサポート宝塚運営事業 就労支援事業	ハローワークのサテライトであるワークサポート宝塚を国と共同で運営する。また、厚生労働省委託事業である地域若者サポートステーション事業について、市民に広く周知する。	継続	商工勤労課
	地方において若者や女性が活躍できる環境の整備、若い世代の所得の向上、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事の創出		国・県主導			
	大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」の実現		国主導			
	「成長と分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる)と「賃金と物価の好循環」(企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される)という「2つの好循環」の実現		国主導			
	リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革の加速		国主導			
	L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備		国主導			
	「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討		国主導			
	希望する非正規雇用労働者の正規化		国主導			
	年収の壁(106 万円/130 万円)への対応		国主導			
(21)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援					32	
	出会いの機会・場の創出にかかる効果の高い取組の推進、官民連携、伴走型の支援の充実		国・県主導			
	結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援		国・県主導			
(22)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実					32	

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載			
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名	
			主な事務事業	具体的な取組			
子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実			生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱え制度狭間に置かれた生活困窮者に対する包括的・総合的な支援を行う。	ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当時者や家族の不安軽減の一助とする。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究する。	せいかつ支援課	
			思春期ひろば事業	当事者が家から出るきっかけとなるよう、不登校やひきこもり当事者や保護者が集うことの出来る居場所の開設や保護者の相談会を実施する。	継続	アフタースクール課	
			就労支援事業	就職に関する個別相談窓口として、若者しごと相談を実施する。また、厚生労働省委託事業である地域若者サポートステーション事業について、市民に広く周知する。	継続	商工勤労課	
			教育相談事業	3～18歳までの方やその保護者が、学校や家庭において困ったことや気がかりなことについて、対面または電話相談を実施する。ケースの見立てを必ず行い、迅速に対応する。	継続	教育支援課	
	こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等にかかる学生を含む若者への周知			国・県主導			
(23)子育てや教育に関する経済的負担の軽減					33		
幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減の着実な実施			要保護及び準要保護児童就学援助費 要保護及び準要保護生徒就学援助費	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	継続		学事課
高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度(いわゆる日本版HECS)の本格導入など、更なる支援拡充の検討			奨学助成事業	ひとり親家庭の子で、経済的な理由により、高等教育学校への修学が困難な者に対して、修学上必要な資金を給付する。	継続		学事課
児童手当について、位置づけを明確化し、拡充			国主導				
医療費等の負担軽減			乳幼児等医療費助成事業	0歳～中学3年生のこどもを対象に、健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成する。 高校生については、健康保険が適用される入院医療費の自己負担額を助成する。	継続		医療助成課
(24)地域子育て支援、家庭教育支援					33		
オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供			市立保育所保育実施事業	各保育所のホームページを活用し、子育て支援事業のお知らせを行う。	継続		保育企画課
			子ども家庭支援センター事業	妊娠周期や子どもの年齢に応じた赤ちゃんの成長や育児のことなどタイムリーな情報を「きらきら子育てLINE」で配信する。 市公式LINEでは、市が開催する講座や各児童館のプログラム等の情報を発信する。	継続		子ども家庭支援センター
			—	—	SNS等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図る。		子ども政策課
体罰によらない子育てに関する啓発			市立保育所保育実施事業	2か所の地域子育て支援センターで講座を行い、啓発する。	継続		保育企画課
			児童虐待防止施策推進事業	怒鳴らない子育て講座を年2クール(1クール7回)実施する。	継続		家庭児童相談課

				↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載		
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
	一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進		市立保育所保育実施事業	断続的な就労リフレッシュなどのニーズに対応する一時預かり事業を実施する。	継続	保育企画課
			ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人と手助けをして欲しい人がお互いに会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の病気、急用、リフレッシュの時の預かりなど、地域での相互援助活動をお手伝いする。ひとり親家庭などには、特に配慮をもってコーディネートする。	継続	子ども家庭支援センター
			子育て家庭ショートステイ事業	児童を養育している保護者が疾病等の社会的事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間養育保護を行う。	継続	家庭児童相談課
	訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及など、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進		家庭教育推進事業	妊婦と概ね15歳までの子どもを育てている方を対象に、子どもの発達(育ち)に沿った関わり方を、講義や意見交換を通して学び、日々の子育てに活かせる成長過程別親育ち講座を開催する。	継続	子ども家庭支援センター
(25)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 33-34						
共働き・子育ての推進			男女共同参画センター管理運営事業	女性の就労等を支援する起業・就労セミナーを実施するとともに、男性セミナーにおいて、男性の育児をテーマに実施する。	共働き・子育ての推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施する。	人権平和・男女共同参画課
仕事と子育てを両立できる環境づくり			ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人と手助けをして欲しい人が互いに会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の自宅就労、短時間や臨時的就労の場合の預かりなど、地域での相互援助活動を行う。ひとり親家庭などには、特に配慮をもってコーディネートする。	継続	子ども家庭支援センター
育児休業制度についての多様な働き方に対応した自由度の高い制度への強化			国主導			
長時間労働の是正や働き方改革の推進			国主導			
男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生 の充実による女性に一方的に負担が偏る状況の解消			国主導			
女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備の推進			国主導			
男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けた、制度面と給付面の両面からの対応の抜本的強化			国主導			
男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しによる実効性の高い取組の充実			国主導			
(26)ひとり親家庭への支援 34						
児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援			児童扶養手当事業 母子等福祉総務事業	児童扶養手当のほか、就労のための資格取得に向けた修業期間中の生活費負担軽減を目的とした高等職業訓練促進給付金や、職業能力開発講座の受講経費の補助として自立支援教育訓練給付金を支給する。また、個々の状況に応じてハローワークに連携する等、就労支援を行う。	継続	子育て応援課

					↓ 着色セルを計画書の「主な取組事項(新規拡充等)」に掲載	
「こども大綱」に明示されている施策等		こども大綱 該当ページ	既存(～R6年度)		主な取組事項(新規・拡充等) (R7～R11年度)	課名
			主な事務事業	具体的な取組		
			ファミリーサポートセンター利用助成事業	ひとり親家庭等経済的困難を抱える家庭が、ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を受けた場合に、利用料の助成を行う。	継続	子ども家庭支援センター
	こどもに届く生活・学習支援の推進		ひとり親家庭生活学習支援事業	児童扶養手当を受給している家庭に属する中学2、3年生を対象に、年間を通じた通塾による学習支援を行う。	ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進める。	子育て応援課
	プッシュ型による相談支援、ワンストップによる相談支援体制の強化		子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センターにおいて、概ね0～3歳までの親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、子育て講座の開催を実施している。	継続	子ども家庭支援センター
	偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援		①母子等福祉総務事業 ②法律相談事業	①離婚前後の生活や自立支援に関する相談、ひとり親家庭が利用できる制度等の情報提供を行う。 ②ひとり親の離婚、養育費、財産分与等の不安感の軽減に向け、弁護士による法律相談を行う。	継続	子育て応援課
	安全・安心な親子の交流の推進		市立保育所保育実施事業	ニーズに応じた子育て支援の充実を図る。	継続	保育企画課
	養育費に関する相談支援や取決めの促進についての強化		養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業	ひとり親の母又は父が養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書作成費等を補助する。	継続	子育て応援課
※その他						
			教育環境整備事業	義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の推進や、その取組を推進する上で、小学校区と中学校区の整合を図っていく。	義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていく。	教育環境整備課
			社会教育推進事業	社会教育の振興に向けて、社会教育委員の会議で議論する。また、地域での社会教育活動の支援や振興を図るため、講座の開催、障碍(がい)者社会学級等の社会教育関係団体が実施する研修等を支援するなど、市民の学習機会の提供を行う。	継続	社会教育課